

2月議会 一般質問（2006年2月14日） 大要

新井 進（日本共産党・北区）

「格差と貧困の拡大」につながる非正規雇用でなく「正規雇用の拡大」に力を注げ

【新井】日本共産党の新井進です。先に通告しています数点について知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、雇用対策についてです。知事の講演をもとにしたパンフレットが発行されていますが、この中で知事は就任して以来、「雇用・景気」対策を優先課題として取り組み、その結果、「非常に大きな形で雇用創出ができた」、失業率の改善幅も、完全失業者数の減少も全国一位になったと自慢されていますが、本当に雇用の問題は改善してきたのでしょうか。たしかに、失業率の数字は改善されていますが、いま雇用で問題になっているのは、正規雇用から非正規雇用、不安定雇用への置き換えの問題です。昨年12月の有効求人倍率が「13年ぶりに一倍になった」と発表されましたが、雇用形態別に見ると正社員の有効求人倍率は依然として0.65にとどまっており、パート労働者の求人が1.41倍で、13年前と比べると、パート労働者の求人が3倍にも増えているのです。

京都でも、就業構造調査によれば97年から02年の間に、正規雇用は83,000人も減少し、反対にパート、アルバイトなど非正規雇用の労働者が91,700人も増大しています。いまでは、全体で3人に1人、青年では2人のうち1人が非正規雇用となっているのです。このように増え続ける非正規雇用、不安定雇用労働者の実態はきわめて深刻です。京都の派遣会社を調査した結果でも、1ヵ月未満や3ヵ月未満といういわゆる「細切れ契約」が26%も占め、いつ雇い止めになるか不安な中で働かされています。雇用契約書もなく、からだを壊して「休みたい」と派遣元に相談しても、労基法も守られず「有給休暇はない」と休みも取れない労働者もいます。東京労働局の調査では、派遣や業務請負事業所では8割もの偽装請負など違法行為がおこなわれています。

また、青年の非正規労働者は年収150万円以下が8割も占めています。ある調査結果では、こうした青年の8割から9割が正社員になることを希望していますが、新卒時にフリーターであった青年は、半分以上がその後もフリーターで、30歳から34歳でフリーターの労働者は、5年後も75%がフリーターで、固定化する傾向がつかまっています。こうした結果、夫婦ともフリーターで、妊娠すれば何の保証もなく解雇される。収入は半減、生活ができない、また子どもが病気で休めば即、首になる事例など深刻です。多くの青年をこうした不安定雇用におくことは、企業における技能の継承ができない、年金の支えの減少や無年金者の増大など年金制度の空洞化を招く、そして晩婚化、少子化に拍車をかけるなど、日本社会を持続不可能にすることになります。

そして採用された青年労働者も、「毎日残業でくたくたなのに一度も残業は支払われず、有給休暇もないといわれ、体調を崩して休めば給料はさらに減らされる。誰もが「いやならやめろ」といわれるのが怖くて我慢している」という声をあげているのです。こうした雇用破壊と労働者の権利を無視した労働が広がる中で、綾部のシステムで働く22才の青年が過労死にまで追い込まれたのです。

このような事態を作り出してきたのは、財界の利潤第一の横暴勝手な要求と、これに応え労働法制の規制緩和をすすめてきたことにあります。1995年日経連は「高コスト構造を変える」として「長期雇用は極少数にし、圧倒的多数の労働者を不安定雇用に置き換える」とした「新時代の『日本の経営』」という「21世紀財界戦略」を発表し、労働法制の規制緩和を繰り返し政府に要求してきました。政府、とりわけ小泉内閣はこの財界の要求にこたえ、「多様な働き方」といって派遣労働や有期雇用、裁量労働制の拡大、解雇の自由など、労働法制を相次いで改悪してきました。

このように不安定雇用が広がっているからこそ、知事が「数字上は全国一の改善幅」と言っても、府

民は実感がもてないのです。このことは知事も自覚をされており、講演の中で「実感として、まだまだ中小企業を中心にそこまで雇用・景気状況がよくなっていると感じられるとは思えず、府民が実感できるような施策を講じなければならない」と語らざるを得ないのです。知事は、府民が雇用の改善が実感できないのは非正規雇用の拡大がその要因であると思われませんか。まず、お聞かせください。

また、知事はこれまで「民間活力を生かし、活力をとりもどそうという小泉改革に同感だ」と言ってこられました。大企業のもうけ第一で、不安定雇用を拡大し、低賃金で使い捨てにされる労働者を作り出してきた「小泉構造改革」についても「同感だ」と賛成されるのですか。お答えください。

知事は、こうした深刻な派遣労働者の実態調査について、9月議会での私の代表質問に、「雇用と労働条件の実態調査については重要なテーマとして、調査は毎年実施している」と答弁されましたが、その後の決算委員会で理事者にただしたところ、派遣労働の実態調査はまともには行っていないことが明らかになっています。知事が本当に「雇用と労働条件の実態調査が重要なテーマ」と認識されているのなら、本府として調査されるべきではありませんか。改めて求めますがいかがですか。

次に、非正規雇用の拡大がどんどんすすむことが、「格差と貧困の拡大」の要因になっているだけに、本府の雇用・就業支援対策は「正規雇用の拡大」「安定雇用の拡大」に力を注ぐことが、きわめて重要になっています。このことは、昨年12月に作成された新しい「雇用創出・就業支援計画」の中でも、本年度末までに雇用創出・就業支援で、62,000人が見込まれるが、そのうち32,000人、半数以上が短期の臨時雇用で、「常用雇用等安定的な雇用への転換を進めることが大きな課題だ」としています。そのために、ひとつは、本府が「企業立地補助金」をだして誘致した企業について、派遣や請負、パートの大量活用でなく、一定の割合での正規雇用を確保するなど、誘致企業との間で安定雇用の拡大に貢献するよう協定を結び、その雇用状況について定期的に報告を求める制度をつくるべきです。三重県が90億円も出して誘致したシャープ工場が注目されていますが、当初の12,000人の雇用創出予定が、実際は3,300人で、そのうち2,000人が業務請負、派遣社員で占められています。

いま、本府が「雇用のための企業立地」の補助対象にしようとしているジャトコも静岡工場などで大量の派遣・請負労働者を使っており、京都工場でも製造ラインの3分の1は請負労働者だといわれています。このように誘致した企業が不安定雇用を拡大するのでは、まともな雇用対策とはなりません。府が誘致する企業に正規雇用の拡大を求めてこそ、本当の雇用改善となるのではありませんか。いかがですか。

二点目は、いま府が進めている指定管理をはじめとしたアウトソーシングが不安定雇用や低賃金労働者を大量に生み出すことを防ぐ手だてをつくすことです。知事が強調する「経営の視点」にもとづいて、「経費節減」を目的にアウトソーシングが進められていますが、その結果、受託した事業所などが、安上がりで請け負うため、不安定で低賃金の労働者を増やすことになれば、この「雇用創出・就業支援計画」にも逆行することになります。そのために、府が指定管理など外部委託した事業所は、可能な限り正規雇用で対応することを求めるとともに、雇用形態や労働条件の実態を事業所から報告を求め、労働基準法の不徹底などがあれば、是正を求めることができる。そうしたシステムをつくる必要があると考えますがいかがですか。

同時に、「京都式少人数教育」は安上がりで不安定な身分の多くの講師によって維持されています。複数担任の1年生を受け持つ講師は年収が169万円、2年生は、4月から7月の短期雇用で33万円、月10万円にも満たないのです。これで生活が成り立つとお考えですか。これは本府自身が労働者の生活の保障を考えず、とにかく安上がりであればよいとの考えで雇用していることを端的に示しています。こうした不安定雇用ではなく、正規の教員で「少人数学級」を実現する方向へ切り替えるべきです。このことを強く求めますがいかがですか。

【知事】府内の雇用情勢について、思い起こしても私が就任した時は、失業率が6%を超え大変高い時、そして有効求人倍率が0.43くらいという厳しい雇用状況の中で、何とかこの状況の改善をとい

う事を目指してまいりまして、情報通信分野・サービス分野の求人等、平成 17 年度の 12 月の有効求人倍率は 1.0 まで回復して、14 年ぶりの高い水準になっています。また、完全失業率も 4.4% と全国平均を下回る、これはなかなか京都ではこれまでは出なかった数字ですけども、それが出るという改善傾向が数字として如実に現われているところです。しかしながら、私も講演で述べておりますとおり、大幅な改善ほど雇用改善の実感がないと感じておりまして、この講演でもきちっと書いてあるつもりなんです、原因としては、パートやフリーターが増えてきている、それから団塊の世代の大量退職、大量離職を控えておりますので、先行きに不安があるのではないかと、また、もう一つとしては社会全体の人間関係が希薄化する中で疎外感をもつ人が増えているのではないかとこの点を上げていくというふうに思っております。そのため昨年末に新たに公労使で連携をして、雇用創出就業支援計画を策定しました。常用雇用等の安定的な就業機会の創出拡大、全国に先駆けて開設した若年者就業支援センターの強化等、フリーターの常用雇用化の支援、シニア版のジョブカフェの新設等に取り組み、「人・間中心」のビジョンによって改善をはかっていく事により、安定的な雇用の確保に努めているところです。小泉構造改革について私が申し上げているのは、特に地域の人々の力、これは地方公共団体の力も含めてですが、京都の持っている人々の力、伝統産業や中小企業など、京都の産業の担い手の人々、多くの大学や伝統文化を担う人々、地域において環境を守り育む人たちの持てる力を結集して、最大限に発揮する京都の民間活力、そして地方公共団体の活力を活かすことが重要という主旨で述べてきたところです。その他の質問については関係理事者から答弁させていただきます。

【総務部長】指定管理者制度についてですが、この制度は府民利用施設についてサービスの向上を図るとともに、府民からお預かりした税金がより一層有効に活用される様、効率的で効果的な運用を目指して導入されたものです。指定管理者の応募団体におかれましては、このような制度の主旨をふまえ、人員体制や雇用形態を含めた施設の運用計画を作成し応募されたものであります。その上で、外部委員を含む選考委員会において、これら応募団体の計画について法令遵守による適切な管理が確保されているのか安全管理や緊急時の対応力をもふまえて、人員体制、組織体制は妥当であるのか、利用者サービスの向上は図られているのか、効率的な管理はなされているのかといった観点から、厳正な審査の上で選定されたものです。従いまして、設置条例や労働関係を含み関係法令を遵守して頂くことは当然ですが、本府としても、指定管理者から事業実績報告書を聴取し運営内容の適切さを確認する中で、施設の設置目的に沿った適正かつ安定した運営を確保することとしています。

【府民労働部長】派遣労働者の実態調査については、厚生労働省が 16 年度に実施をされたところです。また、府内の派遣労働に関しては、指導権限を持つ京都労働局において事業所の定期指導等の対応がなされており、府としては京都労働局から派遣労働者にかかる必要な情報提供を受けているところです。

【商工部長】誘致企業における雇用の確保についてですが、企業の立地にあたっては、創業後 5 年間の雇用計画の提出を求め、毎年その実績の報告を受けています。また、日頃から誘致企業との定期的な懇談会等において、企業に対して雇用の安定的な確保を要請するとともに、府としても雇用計画を早期に把握し、学校等にも伝える事により地元採用の増加に努めています。この結果これまでに補助金を交付した 37 社では 1,976 名の直接雇用、間接雇用を含めると 5,200 名の地元雇用を確保したところです。

【教育長】京都式少人数教育についてですが、この中ではまず学校に必要な定数を設置し、正規の教員を主体として実施しているところです。それに加えて小学校低学年の指導補助や中学校 1 年生の英語、数学の少人数指導において、より一層きめ細かな指導をおこなうという教育的観点から府独自の充実施策として非常勤講師を配置しているところです。今後とも、学校や児童生徒の実態を十分に踏まえながら京都式少人数教育の更なる充実に努めます。

【新井】ご答弁いただきましたが、一つは、失業率の改善が図られてきたとおっしゃいましたが、確

かに率そのものは改善しています。しかし、先程も紹介したように、改善の中味が問題になってきているのです。そういった意味で知事にお伺したいんですが、正規雇用を含む安定雇用の拡大の努力をするということをおっしゃったが、今、大企業などが非正規雇用に置き換えている、こういうやり方に対しては、正規雇用の拡大ということを、企業に対して直接求めるということをして頂けるのですか。改めてお伺します。

もう一点は知事は小泉改革に同感という主旨を説明されましたが、しかし、小泉改革そのものの推進役を担っているのが総合規制改革会議です。しかもこの改革会議が打ち出した第二次の答申では、就労形態の多様化を可能とする規制改革、これを打ち出して先程紹介したような労働法制の改悪が相次いでやられてきたのです。そういった意味では、こうした小泉改革に対しては反対なのか賛成なのか、もう一度お聞かせ下さい。

もう一点は、総務部長は指定管理者の受託事業所に対して実績報告を求めるとおっしゃいましたが、その実績報告の中に、労働者の賃金の実態や労働条件の実態が入るのかどうかお聞かせいただきたい。

もう一点は、教育長は教育の立場の問題を言われましたが、私が質問したのは、33万円で4か月雇う、そういう労働者をつくっていいのか、この事についてお伺いしたのですが、その点についてのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、これは府民労働部長ですが、労働局がやっていると言われましたが、京都の労働局の派遣労働の実態調査はされていないのです。だから、そういう意味でいうと、京都府自身が直接やるべきだと、東京都がやっているわけです。そういう意味では今後の問題としてこれはぜひ実行頂きたいということをお願いしておきます。

【知事】先程も申しましたように、雇用創出就業支援計画、新たな計画については、公労使の集まりの中できちっと、みなさんとお話させて頂いて、そういう方向で計画をたてさせて頂いたところです。その中で、常用雇用等、安定的な就労機会の創出、拡大ということをしっかりやっていこうというのが私の姿勢です。

【総務部長】指定管理者に対する事業報告書の様式については現在検討中ですが、必要な特記事項も含めて報告して頂ける様な様式になろうかと。

【教育長】非常勤講師につきましては、ねらいとする実施形態にふさわしいものとして、非常勤で対応しているところです。その勤務条件については、それにふさわしい対応をしているところです。

【新井】今答弁をいただきましたが、私は、改めて知事に求めておきたいと思いますが、国の方が今すすめている、労働法制の連続した改悪が労働者にどんな事態をもたらしているか、このことについては、ぜひ実情をつかむ事も含めてお願いしておきたい。そして同時に、企業が企業としての社会的責任を果たすのではなく、企業が儲けさえすればよいというやり方で労働者の使い捨てをする、こういう社会を変えるためにこそ知事は発言頂きたいという事を求めておきたいと思います。

今、総務部長は今後検討するという事をおっしゃいましたが、ぜひ実績報告の中に入れて頂きたいということをお願いしておきます。

深刻な林業経営。無秩序な輸入を規制し、府として需要拡大策の充実を

【新井】次に、林業振興対策について伺います。「豊かな緑を守る条例」が制定され、4月から施行されることとなっています。この条例の前文には、森林は、木材生産という経済的機能にとどまらず、国土保全や温暖化防止など、大きな公益的機能を果たしていること、そしてこの森林を府民共通の財産とし、現在及び将来の良好な地域環境の形成及び保全ならびに府民生活の安全の確保に寄与するとしてこの条例を定めています。この条例制定にそって数点お伺いします。一昨年の台風23号による風倒木による被害は520ヘクタールにのぼりました。本府もその対策として風倒木等緊急除去事業など実施していますが、その面積は現状では86ヘクタール16.5%にとどまっています。そして昨年1

月の雪害による被害に対しても被害地等森林整備事業で補助の上乗せがされましたが、被害面積 152 ヘクタールに対し事業実施は 5 ヘクタール、わずか 3%です。なぜ、すすまないのか。その最大の原因は、森林災害復旧事業などは新たな植栽を必要としますが、いまから苗木をうえ、30 年も 40 年も手入れをして、育てても売れる見通しがもてない、採算が取れない、ということから被害木があっても放置したままということになっているのです。北山丸太は、2 年連続で昨年末にも大きな被害を受けましたが、森林組合が被害状況を把握しようとしても、「被害届けをだしたら府が保障してくれるのか。報告だけ求められても、どうにもならない。」と被害の把握もままならない状況すら生まれています。

ここにはいまの林業経営の深刻さが浮き彫りになっています。木材需要の減少と外材の無秩序な輸入により、木材自給率がわずか 18.5%となり、価格も昭和 30 年代と同じといわれるほど大幅に下落しています。このため、林業経営が成り立たなくなっており、生産意欲を喪失しているのです。

私は、森林を守るうえで何よりも重要なことは、山を守り、山で生活する林業経営が成り立つようにどうするかだと考えます。そのために、国内産材の需要を圧迫している外材の無秩序な輸入を規制することです。

大きな公益的機能を持つ日本の森林を守るためにも、こうしたアメリカいなりりの姿勢を改め、外材の無秩序な輸入を規制することを国に求めるべきだと考えます。いかがですか。

また、府としての需要拡大について、一定の努力はされてきましたが、さらに本格的対策が求められています。ところが提案された予算案では、数少ない需要拡大策のひとつであった「木の香あふれる学校環境整備事業」が「事業目的の達成」で廃止になっています。しかし、学校環境の整備については、これまでから提案しているように、児童・生徒の机を木製にする、コンクリート作りの学校ではなく、木造校舎の建設や既存校舎の床や腰板などに間伐材などを活用すれば子どもの怪我を減らし、情操にも効果があるとされています。廃止どころかこうした事業への本格的実施へもっと拡充すべきものです。いかがですか。

また、すすまない台風や雪害による被害を受けた森林の整備を促進するため、風倒木緊急除去事業と同様に、山林所有者の負担なしに危険木の整理だけは府と市町村などによる事業とし、その仕事を地元で発注し、被害を受けて大きな損失を出した林業者に、現金収入ともなるような仕組みをつくるべきと考えますがいかがですか。

これは個人資産の形成ではなく、二次災害を防ぎ、北山など森林の自然景観を保全し、公益的機能を維持するためのものであり、府民的な理解も得られるものと考えます。

【農林水産部長】林業振興についてですが、厳しい経営環境の背景には、輸入木材の増加とあわせて、生活様式や木材の流通消費構造に大きな変化があることから、森林と環境問題に関する消費者への意識啓発や地域産材の供給体制の強化を図り、その利用拡大をすすめていくことが重要と考えています。このため、京都府では木製治山ダムなど間伐材の利用促進をはじめウッドマイレージ CO2 認証制度の普及に鋭意取り組んでいるとことであり、この認証制度の全国規模での展開など、地域産材の利用拡大策について国に強く要望しているところです。

学校への府内産木材の利用につきましては市町村と連携しながら、校舎等への利用促進を図るとともに、府の独自事業による小学校等への木製の机や椅子の導入をすすめてきたところであり、さらに全ての府立学校において、テーブルや椅子、本棚等の整備をおこなってきたところです。今後は、公共施設の木材利用やウッドマイレージ CO2 認証制度をテコとした府内産材利用の推進を図る中で、子どもたちを始め、多くの府民のみなさまに木の良さに触れて頂く機会の拡大に努めたいと考えています。

台風 23 号による風倒木被害等については、厳しい経営環境のもとで、出来るだけ早期の復旧を図るため、国の制度に加えて府独自の支援をおこなうとともに、特に緊急な対応が必要な箇所については

特別措置として府直営事業を実施したところですが、現在平成20年度までの5カ年間での復旧を目指し、市町村とも連携して鋭意取り組みをすすめているところです。

【新井】今、答弁頂きましたが、需要拡大等に努めているとおっしゃいましたが、やはり外材の輸入規制が必要になってきているとはお考えにならないのですか。改めて、この点だけは求めておきたいと思います。また、被害木について鋭意すすめているとおっしゃいましたが、先程紹介した様にすすんでいない事態なのです。その点で、新たな提案をさせて頂いたわけで、検討をぜひお願いしておきたいと思います。

「山の管理人」森林組合の育成強化へ支援策を

【新井】次に、森林の管理に大きな役割を果たしている森林組合の育成強化についてです。

森林組合は、森林所有者の組織ですが、森林の維持管理と農山村での雇用確保に大きな役割を果たしています。そして台風や雪害のように被害ができれば、その状況を調査する、林道の維持管理に責任を持つなど、自治体行政に協力し「山の管理人」の役割を果たしています。

しかし、林業経営が悪化するもとの、府内の森林組合の事業量も大幅に減少しています。この森林組合の維持のためにも支援策がいま必要になっています。

森林組合の仕事確保の上で、これまで府や「緑の公社」などの森林整備事業が発注されてきましたが、その事業総枠が減少しているうえに、今般、府の森林整備事業に指名競争入札を導入するとされていますが、そんなことになれば、森林組合の経営をいっそう困難にし、作業班の仕事の確保はもちろん、山林労働者の維持確保も困難になります。

そこでお伺いしますが、本府は、森林を守るうえで森林組合の果たしている役割をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

そして、府の森林整備事業は、その地域の山を知り、そして地元雇用に大きな役割を果たしている森林組合への発注を継続すべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

【農林水産部長】森林組合については、間伐等の中心的役割を果たしており、府民参加の森づくりに必要な森林ボランティア等に対する誘致なども含め、今後とも森林整備に重要な役割を担って頂く必要があると考えています。治山事業にかかる森林整備事業の発注方式については、より透明性、公平性を掲げる観点から競争入札の導入を基本に検討をすすめているところですが、いずれにしても、森林整備の一層の推進を図っていくためには、森林組合の経営基盤強化は大変重要と考えています。役員に対する研修や林業労働者の確保育成対策、省力化機械の導入など支援に努めているところです。

【新井】改めて一点だけ質問します。今般検討されている入札資格基準を満たしていない森林組合が約半数ありますが、これらが、いわゆる入札に参加出来なくなって排除されても仕方がないという考えのもとで、今検討をすすめられているのですか。お聞かせ下さい。

【農林水産部長】先程お答えしたように、今後とも森林組合には森林整備を継続的に担って頂く必要がある、そのためには経営基盤の強化が重要である。この様に考えておりますので、引き続きこの育成支援に努めていきたいと考えているところです。

【新井】今、答弁がありました。森林組合の育成強化と言いながら、現実には今般の入札資格基準を満たしていないところが半分あるわけです。これらの森林組合が新たに林業士を雇い入れるとか、作業班の拡充をすとかいうことは、経営体力的に出来ない、こういうもとのでは実際には排除される事にならざるを得ないのではないかと心配をしています。そういった意味では、ぜひ、この点についても関係者の意見をよく聞いて頂いて、そうしたことがない様に求めておきたいと思います。「豊かな緑を守る条例をつくっても、その緑を守る担い手である森林組合をつぶすようなやり方、これをすすめれば、これは府が森林を守ることに背を向けていると批判されても仕方ないことになります。そういう意味で、先程提案したいいくつかの点も含めて、全力をつくして頂きます様もとめて、私の質問を

終わります。ありがとうございました。